

# 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金

新しい生活様式への対応が求められる中、デジタル機器等による業務の効率化、洋式トイレへの改修など、時代に応じた投資・経営改革等を促進する取組みを支援します。

<b>補助対象者</b>	宮津市内に事業所を有する企業・団体、個人事業主等で事業所のデジタル化・近代化等に取り組む者 ※市税滞納者を除く ※今後、事業成果、経営状況等に関するアンケートに協力いただきます		
<b>補助上限額</b>	<b>10万円</b> (トイレの洋式化は20万円)	<b>補助率</b>	<b>税抜額の1/2以内</b> (千円未満の端数切捨て)

## 補助対象経費

以下の①～③のいずれかのメニューに取り組むにあたって必要となる初期導入経費（コンサルティング経費、研修経費を含む）

※1事業者あたり1つの取組みまで（12月28日までに完了するもの）

### ① デジタル化対応

- キャッシュレス決済の導入（決済端末、タブレットの購入費）
- 店舗内のWi-Fi整備（Wi-Fiルーターの購入費、初期設定費）
- Web会議システムやテレワークの導入（カメラ付きノートPC、タブレットの購入費）
- Webサイトの活用（ECサイト初期登録料、ECサイト構築費、ホームページ作成費）

### ② 近代化対応

- トイレの洋式化（本体購入費、設置工事費）
- 多言語・多文化対応（メニュー表作成、看板整備費）
- バリアフリー化（段差解消のための修繕費、スライドドアへの改修費）
- 災害対応（ハザードマップの作成、店内避難誘導灯の設置）



### ③ 新しい生活様式への対応

- 感染症対策（店舗やオフィスの改修に要する経費、アクリル板や検温器の購入費）

#### ※対象経費に関する留意事項

- 事業所として新たな取組みに伴い必要となる初期導入経費等が対象です。
- 単なる備品・消耗品の購入は対象外です。また、汎用性の高いパソコン、空調設備（エアコン）の購入等も、それが必要となる理由が必要です。
- その他、③新しい生活様式への対応について、1万円未満のアクリル板や検温器等の衛生用備品の購入、マスク・消毒液等の消耗品の購入は対象外となります。
- ※ 詳細については、市HP等で公表の申請要領をご確認ください。

## 申請方法等

**郵送又は窓口へ直接提出（宛先裏面）**

### 申請期間

令和3年5月20日（木）から**9月30日（木）まで**（消印有効）

※ただし、予算上限額（600万円）に達した場合は早期に終了する場合があります。

※申請書等は市HPの他、市役所窓口・宮津商工会議所に配架しています。

※申請に必要な提出書類等については右面をご確認ください。

# 申請の流れ

交付申請時、実績報告時にそれぞれ下記の書類を提出してください。  
(事業計画の変更がある場合は、別に変更申請が必要です。)

## ① 交付申請

「デジタル化対応」「近代化対応」「新しい生活様式への対応」から、1つの取組内容を選択ください。

- 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 見積書
- 現状写真、図面、外観イメージ等（工事を伴う場合のみ）
- 商品説明書やカタログ等（備品を購入する場合のみ）
- 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）  
例 営業許可書や免許証の写し、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し
- 同意・宣誓書(様式第4号、代表者の方の署名又は押印が必要です)

## ② 変更申請

事業内容に変更が生じた場合は、変更理由、変更による効果等を記載のうえ、提出してください。

※ただし、軽微な変更（事業内容の変更を伴わず、補助対象経費の増減20%以内）は除きます。

- 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金計画変更等承認申請書（様式第5号）
- 事業計画書（様式第2号、変更がある場合のみ）
- 収支予算書（様式第3号、変更がある場合のみ）
- 見積書

## ③ 実績報告

令和3年12月28日まで事業を完了し、提出してください。

- 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金実績報告書（様式第6号）
- 収支決算書（様式第7号）
- 完成写真
- 支払証拠書類（契約書、領収書、通帳等の写し）
- 位置図、平面図（事業実施場所を記載したもの）

申請書送付

相談・問合せ

宮津市商工観光課商工係（別館1階）

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話:0772-45-1663